

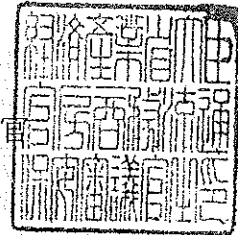
経済産業省

20150814商局第1号

平成27年度LPガス消費者保安月間実施要綱を次のように定める。

平成27年8月28日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



平成27年度LPガス消費者保安月間実施要綱

1. 趣旨

経済産業省は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、本年3月にLPガス販売事業者等に対する「平成27年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定し、LPガス販売事業者等に対し、事業遂行の前提である法令遵守の徹底、一般消費者に対する周知等による保安意識の向上、長期使用製品安全点検制度への協力など事故防止対策等を要請するとともに、CO中毒事故防止のためパンフレットを活用した業務用厨房に対する注意喚起、CO警報器・業務用換気警報器や安全装置付きの燃焼器具等の使用の促進を実施することを求めている。

また、死傷者を伴う事故については、液化石油ガス保安対策の徹底を要請し、2020年時点の目標として、死亡者をゼロ、負傷者を25人未満を目指すこととした。

このようなLPガス消費者保安対策をより効果的・効率的に実施するため、また、本年の事故発生状況にも鑑み、本年度もLPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、本省、各産業保安監督部等、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施することとする。

2. 実施時期

平成27年10月1日から平成27年10月31日まで

3. 実施重点項目

本年度は以下の点について重点的に実施する。

(1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業

務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。

- (2) 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知する。
- (3) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

4. 実施事項

- (1) 経済産業省は、関係団体と協力し、保安活動に貢献したLPガス販売事業者等を対象に表彰式を実施する。
 - ① 開催日及び会場：平成27年10月22日（木） 如水会館
 - ② 参加人数：約250名を予定
- (2) 経済産業省は、LPガス安全委員会（LPガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の事業の実施を通じた保安啓発活動の協力を要請する。
 - ① 業務用LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ② 家庭用LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ③ 地震時対応LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ④ 安全なLPガス器具への交換、長期使用製品安全点検制度チラシの印刷・配布
 - ⑤ 安全なLPガス器具の紹介コンテンツ等の作成
 - ⑥ 雑誌等における保安啓発
 - ⑦ ポスターの作成・配布
 - ⑧ LPガス安全委員会ホームページを通じた情報提供
- (3) 経済産業省は、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請する。
- (4) 経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、本保安月間において、消費者との接触の機会を設け、安全装置付き器具への交換促進、空き部屋等も含めたりフォーム時及び点検・調査時における回収対象機器の確認、長期使用製品安全点検制度への理解促進及び集中監視システムの普及促進等に努めること、また、LPガス販売事業者が行う保安業務の内容、消費者が行うLPガス設備の維持管理項目及び方法に関する周知を行うことを目的とした各種保安活動を実施するよう、LPガス関係団体を通じ協力を要請するほか、各産業保安監督部を通じて、各種保安活動を実施するよう要請する。

なお、経済産業省は、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、ラジオ広告等を始めとする各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。